

奈良県広域水道企業団職員の住居手当に関する規程をここに公布する。

令和7年3月31日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第22号

奈良県広域水道企業団職員の住居手当に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良県広域水道企業団職員の給与に関する規程（令和7年3月企業管理規程第17号）第10条第2項の規定に基づき、住居手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用除外職員)

第2条 奈良県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準等に関する条例（令和7年2月条例第32号。以下「条例」という。）第8条第1号の企業長が定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。

- (1) 国及び地方公共団体から貸与された職員公舎に居住している職員
- (2) 職員の扶養親族たる者（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第6条第2項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに企業長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

(配偶者が居住するための住宅から除く住宅)

第3条 条例第8条第2号の企業長が定める住宅は、前条第2号に規定する住宅とする。

(権衡職員の範囲)

第4条 条例第8条第2号の企業長が定める職員は、奈良県広域水道企業団職員の単身赴任手当に関する規程（令和7年3月企業管理規程第24号）第5条第2項に該当する職員で、同項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（新たに給料表の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用）の直前の住居であった住宅（国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舎、職員公舎及び前条に規定する住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして企業長が定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。

(届出)

第5条 新たに条例第8条の職員たる要件を具備するに至った職員は、総務事務システム（電子計算機を利用して、職員の勤務、給与等に関する事務の処理並びに職員の出勤時間及び退勤時間の記録を行うシステムで総務部総務課長が管理するものをいう。）により、その居住の実情を速やかに企業長に届け出なければならない。住居手当の支給を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の規定による届出をした職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を、当該届出をした後速やかに企業長に提出しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、企業長において居住の実情を認定することができる場合として企業長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

(確認及び決定)

第6条 企業長は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第8条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。前条第3項に規定する場合においても、同様とする。

2 企業長は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を人事給与システム（電子計算機を利用して、職員の人事、給与等に関する事務の処理を行うシステムで総務部総務課長が管理するものをいう。）に記録するものとする。

(家賃の算定の基準)

第7条 第5条第1項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、企業長は、企業長が定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

(支給の始期及び終期)

第8条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第8条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日（企業長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で企業長が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第5条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（それらの日が月の初日であるときは、それらの日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（事後の確認）

第9条 企業長は、現に住居手当の支給を受けている職員が条例第8条の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

（その他）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。